

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
目次	<p>(略)</p> <p><u>2. 津波避難計画の策定</u>-----4 (以降3.8まで1ページずつ繰り下げ)</p> <p>2.8 <u>津波</u>避難実態調査（国土交通省）の概要 (略)</p> <p>3.8 <u>避難指示</u>の発令 (略)</p> <p><u>参考資料一覧</u>-----100</p> <p><u>宮城県津波対策連絡協議会の体制</u>-----101</p>	<p>(略)</p> <p><u>2. 津波避難計画の策定</u>-----3 (以降3.8まで1ページずつ繰り下げ)</p> <p>2.8 <u>避難</u>実態調査（国土交通省）の概要 (略)</p> <p>3.8 <u>避難指示（緊急）</u>の発令 (略)</p> <p><u>参考資料一覧</u>-----99</p> <p><u>宮城県津波対策連絡協議会の体制</u>-----100</p>	<p>ページ番号の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>災対法の改正</p> <p>ページ番号の修正</p>
1	<p>1. はじめに</p> <p>1.1 主旨及び沿革 (略)</p> <p>このことから、県民の命を守ることを第一に、今次津波で明らかとなった課題や過去の災害における教訓を踏まえ、津波襲来時に住民等が円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等のソフト対策について整理し、「沿岸市町における津波避難計画」及び「地域ごとの津波避難計画」を策定するための指針として、平成26年1月に「宮城県津波対策ガイドライン」の再編等の大幅な改定を行いました。また、その後、平成28年11月22日の福島県沖を震源とする地震による津波で明らかになった課題等を踏まえ、<u>避難勧告等の発令基準などの改定を平成29年10月に行いました。</u> <u>さらに、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、このたび改定を行いました。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. はじめに</p> <p>1.1 主旨及び沿革 (略)</p> <p>このことから、県民の命を守ることを第一に、今次津波で明らかとなった課題や過去の災害における教訓を踏まえ、津波襲来時に住民等が円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等のソフト対策について整理し、「沿岸市町における津波避難計画」及び「地域ごとの津波避難計画」を策定するための指針として、平成26年1月に「宮城県津波対策ガイドライン」の再編等の大幅な改定を行いました。また、その後、平成28年11月22日の福島県沖を震源とする地震による津波で明らかになった課題等を踏まえ、<u>このたび</u>避難勧告等の発令基準などの改定を_____行いました。</p> <p>(略)</p>	<p>情報の更新</p>
1 3	<p>1.2 改定の変遷 (略)</p> <p><u>令和3年度</u> <u>○ 「宮城県津波対策ガイドライン」(R3.6 改定)</u> <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、これを踏まえて改定を行いました。</u></p> <p>・「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」(R3.5 内閣府)</p>	<p>1.2 改定の変遷 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>情報の更新</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考																				
4	<p>2.1 県、市町、住民の役割 (略) ①県 (略) ウ 津波浸水想定（区域及び水深等）の設定及び公表 (略)</p>	<p>2.1 県、市町、住民の役割 (略) ①県 (略) ウ 津波浸水想定（区域及び水深）の設定及び公表 (略)</p>	記述の適正化																				
5	<p>2.6 津波避難計画策定のフロー (略) 図 2 津波避難計画策定のフロー図 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	<p>2.6 津波避難計画策定のフロー (略) 図 2 津波避難計画策定のフロー図 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p02.pdf</p>	URLの更新																				
6	<p>2.7 津波避難計画の概念図 (略) 図 3 津波避難計画の概念図 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	<p>2.7 津波避難計画の概念図 (略) 図 3 津波避難計画の概念図 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p02.pdf</p>	URLの更新																				
8	<p>2.9 用語の意味 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所</td> <td>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市町が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波避難ビル</td> <td>指定緊急避難場所の一つである。津波が発生した場合において津波浸水想定区域内にある施設で、市町が、一定の施設基準を満たす施設を指定する。避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設である。本書では、津波避</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味等	(略)		指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市町が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。	(略)		津波避難ビル	指定緊急避難場所の一つである。津波が発生した場合において津波浸水想定区域内にある施設で、市町が、一定の施設基準を満たす施設を指定する。避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設である。本書では、津波避	<p>2.9 用語の意味 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所</td> <td>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市町村が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波避難ビル</td> <td>指定緊急避難場所の一つである。津波が発生した場合において安全な区域外にある施設で、市町村が、一定の施設基準を満たす施設を指定する。避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設である。本書では、津波避難タ</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味等	(略)		指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市町村が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。	(略)		津波避難ビル	指定緊急避難場所の一つである。津波が発生した場合において安全な区域外にある施設で、市町村が、一定の施設基準を満たす施設を指定する。避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設である。本書では、津波避難タ	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
用語	用語の意味等																						
(略)																							
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市町が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。																						
(略)																							
津波避難ビル	指定緊急避難場所の一つである。津波が発生した場合において津波浸水想定区域内にある施設で、市町が、一定の施設基準を満たす施設を指定する。避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設である。本書では、津波避																						
用語	用語の意味等																						
(略)																							
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市町村が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。																						
(略)																							
津波避難ビル	指定緊急避難場所の一つである。津波が発生した場合において安全な区域外にある施設で、市町村が、一定の施設基準を満たす施設を指定する。避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設である。本書では、津波避難タ																						

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考		
9	指定避難所	難タワーを含めた場合には、「津波避難ビル等」と表記する。 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、 市町 が指定し、生活関連物資を配付できることなど、一定基準を満たすことが必要である。	ワーを含めた場合には、「津波避難ビル等」と表記する。 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、 市町村 が指定し、生活関連物資を配付できることなど、一定基準を満たすことが必要である。	記述の適正化	
	避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味する。避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として各 市町 の地域防災計画において定める。	避難行動要支援者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味する。避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として各 市町村 の地域防災計画において定める。		記述の適正化
	(略)		(略)		記述の適正化
	バッファゾーン	津波 浸水想定区域には含まれないが、浸水想定の不確実性を考慮すると浸水のおそれがあるものとして対応をとるべき地域をいう。	____浸水想定区域には含まれないが、浸水想定の不確実性を考慮すると浸水のおそれがあるものとして対応をとるべき地域をいう。		記述の適正化
	参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf (略)	参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p00.pdf (略)	URLの更新		
10	2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 (略)	2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 (略)	記述の適正化 (県地域防災計画より)		
11	2) 大津波警報・津波警報・津波注意報 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を 速やかに 推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、 <u>地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表します。(改行)</u> なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられます。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5段階 の数値で発表します。ただし、 <u>地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝えます。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合、その後、地震の規模が精度良く求め</u>	2) 大津波警報・津波警報・津波注意報 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を 即時に 推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、 <u>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を_____発表します。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられます。</u> 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は_____数値で発表します。ただし、 <u>地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表します。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模(モーメントマグニチュード)をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表します。</u>			

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）				改定前（旧）					備考	
	<p><u>られた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表します。</u></p>										
	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					表の差し替え (気象庁HPより)	
	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	巨大地震の場合の発表	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動		
			数値での発表				数値での発表	巨大地震の場合の発表			
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<p><u>10m超</u> <u>(10m<予想高さ)</u></p> <p><u>10m</u> <u>(5m<予想高さ≤10m)</u></p> <p><u>5m</u> <u>(3m<予想高さ≤5m)</u></p>	巨大	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<p><u>10m<高さ</u></p> <p><u>5m<高さ≤10m</u></p> <p><u>3m<高さ≤5m</u></p>	<p><u>10m超</u></p> <p><u>10m</u></p> <p><u>5m</u></p>	巨大		<p>陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<p><u>3m</u> <u>(1m<予想高さ≤3m)</u></p>	高い	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<p><u>1m<高さ≤3m</u></p>	<p><u>3m</u></p>	高い		<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の	<p><u>1m</u> <u>(0.2m≤予想高さ≤1m)</u></p>	(表記しない)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<p><u>0.2m≤高さ≤1m</u></p>	<p><u>1m</u></p>	(表記なし)	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険な</p>	

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考																						
12	<p><u>おそれがある場合</u></p> <p>※津波警報等の留意事項等 (略)</p> <p>・津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合があります。</u> (略)</p> <p>3) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。</u></p> <p><津波情報の種類と発表内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u> (注1)</td> <td><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻</u> (注2) <u>や予想される津波の高さ</u> (発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載) を発表</td> </tr> <tr> <td><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> <td><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を</u>発表</td> </tr> <tr> <td><u>津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを</u>発表 (注3)</td> </tr> <tr> <td><u>沖合の津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で</u>発表 (注4)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表内容	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u> (注1)	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻</u> (注2) <u>や予想される津波の高さ</u> (発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載) を発表	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を</u> 発表	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを</u> 発表 (注3)	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で</u> 発表 (注4)	<p><u>ので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u></p> <p>※津波警報等の留意事項等 (略)</p> <p>・津波警報等は、<u>最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合があります。</u> (略)</p> <p>3) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、<u>津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表します。</u></p> <p><津波情報の種類と発表内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u></td> <td><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値</u> (メートル単位) <u>または2種類の定性的表現で</u>発表</td> </tr> <tr> <td><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> <td><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を</u>発表</td> </tr> <tr> <td><u>津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを</u>発表 (※1)</td> </tr> <tr> <td><u>沖合の津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で</u>発表 (※2)</td> </tr> <tr> <td><u>津波に関するその他の情報</u></td> <td><u>津波に関するその他必要な事項を</u>発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表内容	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値</u> (メートル単位) <u>または2種類の定性的表現で</u> 発表	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を</u> 発表	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを</u> 発表 (※1)	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で</u> 発表 (※2)	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を</u> 発表	<p>記述の適正化 (県地域防災計画より)</p> <p>記述の適正化 (県地域防災計画より)</p> <p>表の差し替え (県地域防災計画より)</p>
情報の種類	発表内容																								
<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u> (注1)	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻</u> (注2) <u>や予想される津波の高さ</u> (発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載) を発表																								
<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を</u> 発表																								
<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを</u> 発表 (注3)																								
<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で</u> 発表 (注4)																								
情報の種類	発表内容																								
<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値</u> (メートル単位) <u>または2種類の定性的表現で</u> 発表																								
<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を</u> 発表																								
<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを</u> 発表 (※1)																								
<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で</u> 発表 (※2)																								
<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を</u> 発表																								

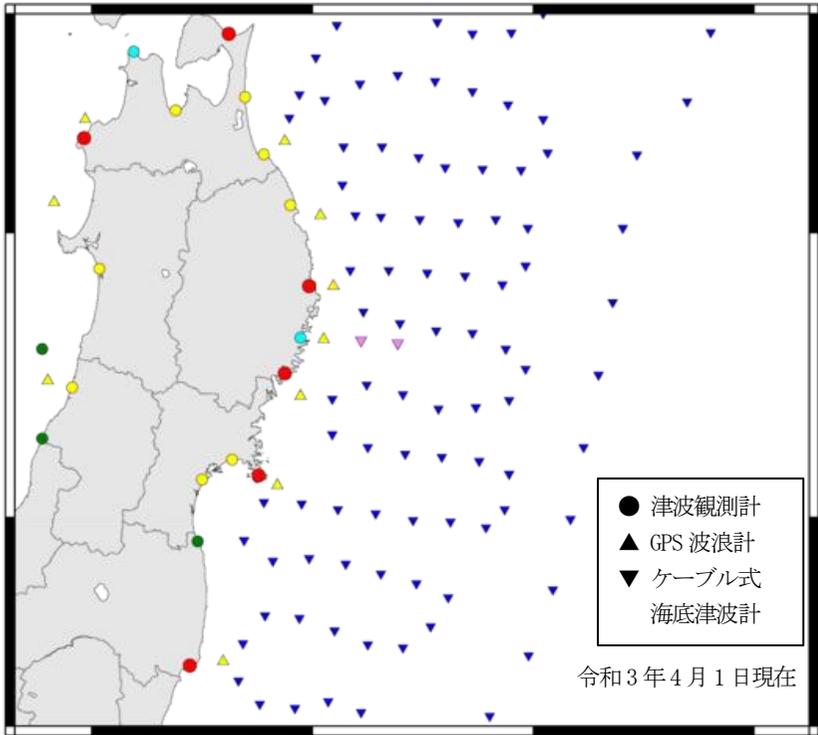
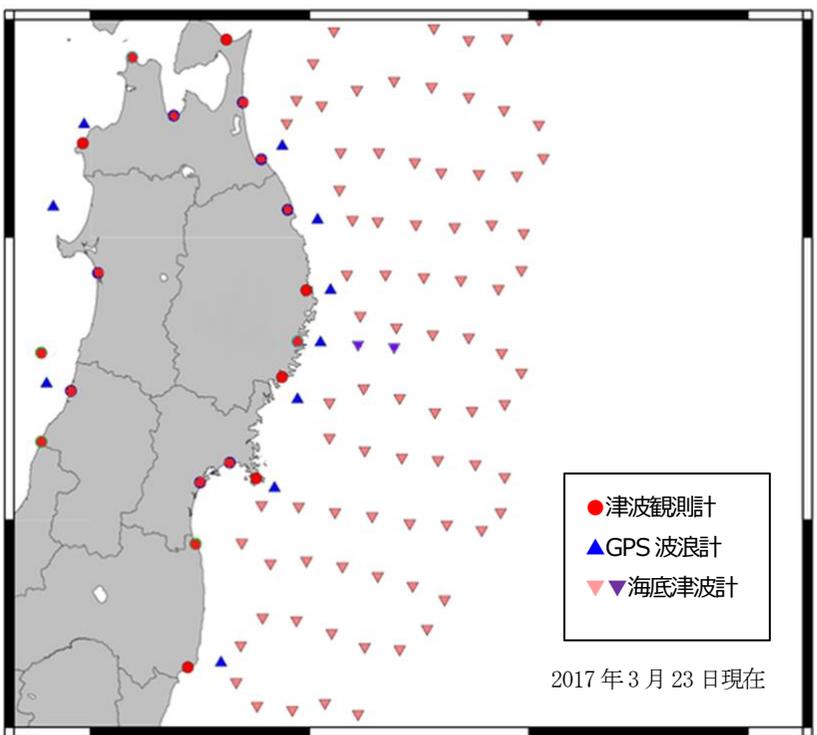
「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考																																
13	<p>(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれます。</p> <p>(注2)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。</p> <p>(注3)津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。 <p><沿岸で観測された津波の最大波の発表内容></p> <table border="1" data-bbox="174 624 1048 979"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1 m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2 m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2 m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。 	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1 m超	数値で発表	1 m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2 m以上	数値で発表	0.2 m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	<p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表します。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。 <p><最大波の観測値の発表内容></p> <table border="1" data-bbox="1079 624 1960 959"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ > 1m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ ≤ 1m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ ≥ 0.2m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ < 0.2m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表します。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しません。また、観測値についても、より沿 	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	<p>表の差し替え (県地域防災計画より)</p>
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																	
大津波警報	1 m超	数値で発表																																	
	1 m以下	「観測中」と発表																																	
津波警報	0.2 m以上	数値で発表																																	
	0.2 m未満	「観測中」と発表																																	
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表																																	
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表																																	
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表																																	
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表																																	
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																	

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考																																								
13	<p><u><沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注5)）の発表内容></u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</p> <p><u>(削除)</u></p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p><u>岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表します。</u></p> <p><u><最大波の観測値及び推定値の発表内容></u> <u>(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ $\geq 3m$</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3m$</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ $\geq 1m$</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1m$</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全国の津波警報等の発表状況</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td>より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>沖合での観測値を「観測</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $\geq 3m$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3m$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $\geq 1m$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1m$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	全国の津波警報等の発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測	<p>表の差し替え (県地域防災計画より)</p> <p>表の削除 (県地域防災計画より)</p>
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																									
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																									
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																									
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																									
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																									
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																									
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																									
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $\geq 3m$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																									
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3m$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																									
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $\geq 1m$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																									
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1m$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																									
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																									
全国の津波警報等の発表状況	発表基準	発表内容																																									
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表																																									
	上記以外	沖合での観測値を「観測																																									

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後(新)	改定前(旧)	備考						
14	<p data-bbox="170 375 548 406"><東北地方沿岸と沖合の津波観測点></p>  <p data-bbox="784 1077 1019 1109">令和3年4月1日現在</p> <p data-bbox="212 1236 257 1268">(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1164 151 1960 263"> <tr> <td></td> <td></td> <td>中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報のみ発表中</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </table> <p data-bbox="1075 375 1456 406"><東北地方沿岸と沖合の津波観測点></p>  <p data-bbox="1668 1077 1904 1109">2017年3月23日現在</p> <p data-bbox="1108 1236 1153 1268">(略)</p>			中」と発表	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表	<p data-bbox="1982 406 2083 438">図の更新</p>
		中」と発表							
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表							

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考																
15	<p><津波予報の発表基準とその内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表されます。</u></p> <p>(略)</p>	発表基準	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p><津波予報の発表基準とその内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	発表基準	発表内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	表の差し替え (県地域防災計画より)
発表基準	内容																		
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																		
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																		
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																		
発表基準	発表内容																		
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																		
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																		
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																		
16	<p>6) 津波警報等と津波情報の発表例文</p> <p>①津波警報等の例</p> <p>大津波警報・津波警報・注意報注意報 令和XX年〇〇月13日14時49分 気象庁発表 (略)</p>	<p>6) 津波警報等と津波情報の発表例文</p> <p>①津波警報等の例</p> <p>大津波警報・津波警報・注意報注意報 平成XX年〇〇月13日14時49分 気象庁発表 (略)</p>	記述の適正化																
17	<p>②津波情報 (津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報) の例</p> <p>津波情報 (津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報) 令和xx年〇〇月13日14時50分 気象庁発表 (略)</p>	<p>②津波情報 (津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報) の例</p> <p>津波情報 (津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報) 平成xx年〇〇月13日14時50分 気象庁発表 (略)</p>	記述の適正化																
	<p>③津波情報 (各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報) の例</p> <p>津波情報 (各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報) 令和XX年〇〇月13日14時50分 気象庁発表 (略)</p>	<p>③津波情報 (各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報) の例</p> <p>津波情報 (各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報) 平成XX年〇〇月13日14時50分 気象庁発表 (略)</p>	記述の適正化																

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
18	④津波情報（津波観測に関する情報）の例 津波情報（津波観測に関する情報） <u>令和</u> XX年〇〇月13日15時01分 気象庁発表 （略）	④津波情報（津波観測に関する情報）の例 津波情報（津波観測に関する情報） <u>平成</u> XX年〇〇月13日15時01分 気象庁発表 （略）	記述の適正化
	⑤津波情報（沖合の津波観測に関する情報）の例 津波情報（沖合の津波観測に関する情報） <u>令和</u> x x年〇〇月13日15時14分 気象庁発表 （略）	⑤津波情報（沖合の津波観測に関する情報）の例 津波情報（沖合の津波観測に関する情報） <u>平成</u> x x年〇〇月13日15時14分 気象庁発表 （略）	
19	⑥地震情報（遠地地震に関する情報）の例 （地震発生後概ね30分以内で発表される第1号の例） 地震情報（震源・震度に関する情報） <u>令和</u> XX年〇〇月12日09時10分 気象庁発表 （略）	⑥地震情報（遠地地震に関する情報）の例 （地震発生後概ね30分以内で発表される第1号の例） 地震情報（震源・震度に関する情報） <u>平成</u> XX年〇〇月12日09時10分 気象庁発表 （略）	記述の適正化
	（日本への津波の影響（津波注意報発表予定）に言及した例） 地震情報（震源・震度に関する情報） <u>令和</u> XX年〇〇月13日0時32分 気象庁発表 （略）	（日本への津波の影響（津波注意報発表予定）に言及した例） 地震情報（震源・震度に関する情報） <u>平成</u> XX年〇〇月13日0時32分 気象庁発表 （略）	

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
21	<p>3.2 避難対象地域の指定 (略)</p> <p>【解説】 避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域です。 このため、避難対象地域は住民等の理解を十分に得た上で指定することが非常に重要です。 (略)</p> <p><津波警報等で発表される予想津波高に応じた避難対象区域設定区分></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。 ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。 ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。</p> </div> <p style="text-align: center;">参考) 避難情報に関するガイドライン (R3.5内閣府)</p> <p>(略)</p> <p>また、避難指示を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わるのが重要です。さらに、避難活動にあたっては、自ら避難すること（自助）はもとより、避難行動要支援者等の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に重要です。</p>	<p>3.2 避難対象地域の指定 (略)</p> <p>【解説】 避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示（緊急）を発令する際に避難の対象となる地域です。 このため、避難対象地域は住民等の理解を十分に得た上で指定することが非常に重要です。 (略)</p> <p><津波警報等で発表される予想津波高に応じた避難対象区域設定区分></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。 ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。 ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。</p> </div> <p style="text-align: center;">参考) 避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）(H29.1内閣府)</p> <p>(略)</p> <p>また、避難指示（緊急）を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わるのが重要です。さらに、避難活動にあたっては、自ら避難すること（自助）はもとより、避難行動要支援者等の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に重要です。</p>	<p>災対法の改正</p> <p>国ガイドラインの改正</p> <p>災対法の改正</p>
24	<p>3.3.2 避難目標地点の設定 (略)</p> <p>図5 避難目標地点の設定イメージ</p>	<p>3.3.2 避難目標地点の設定 (略)</p> <p>図1.5 避難目標地点の設定イメージ</p>	<p>記述の適正化</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
25	<p>3.3.3 避難可能距離（範囲）の設定</p> <p>（略）</p> <p>④徒歩での避難の限界距離は、最長でも500m <u>程度</u>を目安とする。</p> <p>（略）</p> <p>【解説】</p> <p>（略）</p> <p>避難の限界距離は、従来の考え方と同等の500m <u>程度</u>を目安とします。</p> <p>（略）</p>	<p>3.3.3 避難可能距離（範囲）の設定</p> <p>（略）</p> <p>④徒歩での避難の限界距離は、最長でも500m <u> </u>を目安とする。</p> <p>（略）</p> <p>【解説】</p> <p>（略）</p> <p>避難の限界距離は、従来の考え方と同等の500m <u> </u>を目安とします。</p> <p>（略）</p>	記述の適正化
26	<p>避難開始時間は、すぐ避難できない状況（就寝中、入浴中、避難行動要支援者等の対応など）を考慮し、<u>地震発生後</u>15分を目安とします。</p> <p>（略）</p>	<p>避難開始時間は、すぐ避難できない状況（就寝中、入浴中、避難行動要支援者等の対応など）を考慮し、<u> </u>15分を目安とします。</p> <p>（略）</p>	記述の適正化
36	<p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <p>（略）</p>	<p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <p>（略）</p>	
37	<p>なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した<u>市町界</u>の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4 国土交通省）を参考に作成するものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した<u>市町村界</u>の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4 国土交通省）を参考に作成するものとします。</p> <p>（略）</p>	記述の適正化
42	<p>3.4.4 避難の方法</p> <p>（略）</p>	<p>3.4.4 避難の方法</p> <p>（略）</p>	
49	<p>【参考】自動車を利用した避難方法(案)(静岡県浜松市)</p> <p>（略）</p> <p>参考) 津波対策委員会第2回委員会資料 (H23.12 静岡県浜松市)</p> <p>(削除)</p>	<p>【参考】自動車を利用した避難方法(案)(静岡県浜松市)</p> <p>（略）</p> <p>参考) 津波対策委員会第2回委員会資料 (H23.12 静岡県浜松市)</p> <p>http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/life/disaster/tsunami/iin2/3.pdf</p>	URLの削除
50	<p>【参考】渋滞防止対策(案)(青森県三沢市)</p> <p>（略）</p> <p>参考) 平成24年度津波避難計画 (H25.3 青森県三沢市)</p> <p>https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/11,21467,49,217,html</p>	<p>【参考】渋滞防止対策(案)(青森県三沢市)</p> <p>（略）</p> <p>参考) 平成24年度津波避難計画 (H25.3 青森県三沢市)</p> <p>www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/11,1339,c,html/.../20130516-113912.pdf</p>	URLの更新

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
52	<p>3.5 初動体制の確立</p> <p>■勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制について定める。</p> <p>■職員参集体制</p> <p>①大津波警報が発表された場合 ②津波警報が発表された場合 ③津波注意報が発表された場合 ④強い揺れ(震度4以上)を観測した場合</p> <p>■情報受信・伝達体制等</p> <p>⑤津波警報等の受信体制及び伝達体制の確保 ⑥避難指示の発令体制の確保 ⑦海面監視、被害状況の把握等の体制の確保</p> <p>【解説】</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波警報等の伝達や避難指示の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。</p> <p>また、津波は繰り返し襲って来ることもあり、津波の第一波が最大とは必ずしも限りません。</p> <p>(略)</p> <p>津波警報等を住民等に伝達することは市町の責務であり、各市町においては、こうした津波警報等の伝達、避難指示の発令、津波の実況把握等の応急対応が、勤務時間外においても迅速に実施できる体制を確保しておく必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>3.5 初動体制の確立</p> <p>■勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制について定める。</p> <p>■職員参集体制</p> <p>①大津波警報が発表された場合 ②津波警報が発表された場合 ③津波注意報が発表された場合 ④強い揺れ(震度4以上)を観測した場合</p> <p>■情報受信・伝達体制等</p> <p>⑤津波警報等の受信体制及び伝達体制の確保 ⑥避難指示(緊急)の発令体制の確保 ⑦海面監視、被害状況の把握等の体制の確保</p> <p>【解説】</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波警報等の伝達や避難指示(緊急)の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。</p> <p>また、津波は繰り返し襲って来ることもあり、津波の第一波が最大とは必ずしも限りません。</p> <p>(略)</p> <p>津波警報等を住民等に伝達することは市町の責務であり、各市町においては、こうした津波警報等の伝達、避難指示(緊急)の発令、津波の実況把握等の応急対応が、勤務時間外においても迅速に実施できる体制を確保しておく必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>災害法の改正</p> <p>災害法の改正</p> <p>災害法の改正</p>
53	<p>3.6 避難誘導灯に従事する者の安全の確保</p> <p>(略)</p>	<p>3.6 避難誘導灯に従事する者の安全の確保</p> <p>(略)</p>	
54	<p>図2-1 活動可能時間</p> <p>参考)「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書 (H24.3 消防庁)</p> <p>https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/houkokusyo.pdf</p> <p>(略)</p> <p>参考)「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書 (H23.12 消防庁)</p> <p>https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento001_00_index.pdf</p>	<p>図2-1 活動可能時間</p> <p>参考)「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書 (H24.3 消防庁)</p> <p>http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/houkokusyo.pdf</p> <p>(略)</p> <p>参考)「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書 (H23.12 消防庁)</p> <p>http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/03-1.pdf</p>	<p>URLの更新</p> <p>URLの更新</p>

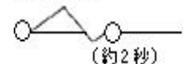
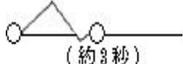
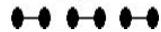
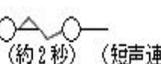
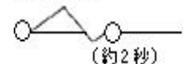
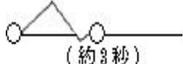
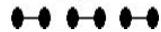
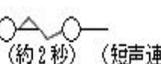
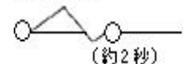
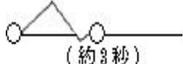
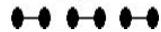
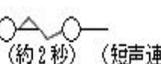
「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
55	<p>3.7 津波情報等の収集・伝達</p> <p>3.7.1 津波情報等の収集 3.7.2 津波情報等の伝達 3.7.3 情報伝達手段の整備</p> <p>3.7.1 津波情報等の収集</p> <p>■気象庁から発表される津波警報等や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。 ■県と市町間の津波警報等、津波情報の収集伝達手段・体制は、従来どおり県総合防災情報システム及び県地域衛星通信ネットワークシステムによる。 ■津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを感じた場合等には、避難指示を発令し、国、都道府県等による津波観測機器による観測情報、高台等の安全な場所からの目視での実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。</p> <p>【解説】</p> <p>市町が津波発生を察知・予測する場合、近地震震の場合、過去の既往津波の発生等の経験から、地震発生に伴う地震動の大きさ等により判断することも期待されますが、現実的には地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難指示を発令することは非常に困難なことが予想されます。</p> <p>(略)</p> <p>避難指示の発令は、津波警報等の通知を受けた場合等が基本となります。津波の実況の情報を収集し伝達することは、避難先から更に安全な高台や指定避難所などへ避難するなど、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待されるほか、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は避難の判断の基礎にもなります。</p>	<p>3.7 津波情報等の収集・伝達</p> <p>3.7.1 津波情報等の収集 3.7.2 津波情報等の伝達 3.7.3 情報伝達手段の整備</p> <p>3.7.1 津波情報等の収集</p> <p>■気象庁から発表される津波警報等や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。 ■県と市町間の津波警報等、津波情報の収集伝達手段・体制は、従来どおり県総合防災情報システム及び県地域衛星通信ネットワークシステムによる。 ■津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを感じた場合等には、避難指示（緊急）を発令し、国、都道府県等による津波観測機器による観測情報、高台等の安全な場所からの目視での実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。</p> <p>【解説】</p> <p>市町が津波発生を察知・予測する場合、近地震震の場合、過去の既往津波の発生等の経験から、地震発生に伴う地震動の大きさ等により判断することも期待されますが、現実的には地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難指示（緊急）を発令することは非常に困難なことが予想されます。</p> <p>(略)</p> <p>避難指示（緊急）の発令は、津波警報等の通知を受けた場合等が基本となります。津波の実況の情報を収集し伝達することは、避難先から更に安全な高台や指定避難所などへ避難するなど、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待されるほか、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は避難の判断の基礎にもなります。</p>	<p>備考</p> <p>災害法の改正</p> <p>災害法の改正</p> <p>災害法の改正</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考												
56	<p>3.7.2 津波情報等の伝達</p> <p>■津波警報等、津波情報、避難指示・高齢者等避難の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定める。</p> <p>【解説】 （略） 津波警報等や避難指示の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要があります。</p> <p><情報伝達にあたって留意するポイント></p> <table border="1" data-bbox="208 563 1059 815"> <tr> <td data-bbox="208 563 365 815">何を知らせるか</td> <td data-bbox="365 563 1059 815"> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 伝達内容についてあらかじめ想定し、雛形を作成 大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される 満潮時間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 815 365 847">（略）</td> <td data-bbox="365 815 1059 847"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 847 365 997">いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td data-bbox="365 847 1059 997"> <ul style="list-style-type: none"> 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） 津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害情報等） 津波終息後（津波警報等の解除、避難指示の解除等） </td> </tr> </table>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 伝達内容についてあらかじめ想定し、雛形を作成 大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される 満潮時間 	（略）		いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） 津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害情報等） 津波終息後（津波警報等の解除、避難指示の解除等） 	<p>3.7.2 津波情報等の伝達</p> <p>■津波警報等、津波情報、避難指示・勧告等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定める。</p> <p>【解説】 （略） 津波警報等や避難指示（緊急）の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要があります。</p> <p><情報伝達にあたって留意するポイント></p> <table border="1" data-bbox="1104 563 1955 815"> <tr> <td data-bbox="1104 563 1261 815">何を知らせるか</td> <td data-bbox="1261 563 1955 815"> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示（緊急）、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 伝達内容についてあらかじめ想定し、雛形を作成 大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される 満潮時間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 815 1261 847">（略）</td> <td data-bbox="1261 815 1955 847"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 847 1261 997">いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td data-bbox="1261 847 1955 997"> <ul style="list-style-type: none"> 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（緊急）等） 津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害情報等） 津波終息後（津波警報等の解除、避難指示（緊急）の解除等） </td> </tr> </table>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示（緊急）、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 伝達内容についてあらかじめ想定し、雛形を作成 大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される 満潮時間 	（略）		いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（緊急）等） 津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害情報等） 津波終息後（津波警報等の解除、避難指示（緊急）の解除等） 	<p>災害法の改正</p> <p>災害法の改正</p> <p>災害法の改正</p>
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 伝達内容についてあらかじめ想定し、雛形を作成 大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される 満潮時間 														
（略）															
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） 津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害情報等） 津波終息後（津波警報等の解除、避難指示の解除等） 														
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示（緊急）、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 伝達内容についてあらかじめ想定し、雛形を作成 大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される 満潮時間 														
（略）															
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（緊急）等） 津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害情報等） 津波終息後（津波警報等の解除、避難指示（緊急）の解除等） 														
57	<p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報無線、半鐘、サイレン、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）、電光掲示板、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット、衛星放送等 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における避難行動要支援者等） 津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則で規定する標識を用いる。 津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前 	<p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報無線、半鐘、サイレン、_____、電光掲示板、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット、衛星放送等 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における避難行動要支援者等） （新設） 	<p>予報警報標識規則の改正</p>												

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考																										
	<p><u>に予報警報標識規則で規定する標識を用いる。</u></p> <p><旗を用いた津波注意報標識，津波警報標識及び大津波警報標識></p> <table border="1" data-bbox="398 300 1048 531"> <thead> <tr> <th>標識の種類</th> <th>標識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 旗は方形とし，その大きさは適宜とする。</p> <p><鐘音又はサイレン音による津波注意報標識></p> <table border="1" data-bbox="398 639 1048 951"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標識</th> </tr> <tr> <th>鐘音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との斑打) </td> <td>(約10秒)  (約2秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報，津波警報及び大津波警報解除標識</td> <td>(1点2個と2点との斑打) </td> <td>(約10秒) (約1分)  (約3秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p><鐘音又はサイレン音による津波警報標識及び大津波警報標識></p> <table border="1" data-bbox="398 1066 1048 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標識</th> </tr> <tr> <th>鐘音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報標識</td> <td>(2点) </td> <td>(約5秒)  (約8秒)</td> </tr> <tr> <td>大津波警報標識</td> <td>(連点) </td> <td>(約3秒)  (約2秒) (短声連点)</td> </tr> </tbody> </table>	標識の種類	標識	津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識		標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波注意報，津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約8秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	<p>(新設)</p>	<p>予報警報標識規則の改正</p>
標識の種類	標識																												
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識																													
標識の種類	標識																												
	鐘音	サイレン音																											
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)																											
津波注意報，津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)																											
標識の種類	標識																												
	鐘音	サイレン音																											
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約8秒)																											
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)																											

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
60	<p>3) <u>避難指示</u>の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！※1 ■こちらは、〇〇市です。 ■津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 ■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。※2 <p>※1 「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。</p> <p>※2 「できるだけ高い場所」という表現だけではなく、<u>地域の実情に応じて、高台や津波避難ビル、津波避難タワー等の具体的な指定緊急避難場所等への具体的な避難先を呼び掛けてもよいです。</u></p> <p style="text-align: right;">参考) <u>避難情報に関するガイドライン（R3.5内閣府）</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【参考】津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項(消防庁) (略)</p> <p>参考)「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（H24.3 消防庁） https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/houkokusyo.pdf</p>	<p>3) <u>避難指示（緊急）</u>の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送 緊急放送、<u>避難指示発令。</u> ■こちらは、〇〇市です。 ■津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 ■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。 <u> </u> <p>※ <u> </u> 「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。 <u>（新設）</u></p> <p style="text-align: right;">参考) <u>避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）（H29.1内閣府）</u></p> <p>【参考】気象庁予報警報標識規則(昭和51.11.16)抜粋（平成25年8月26日一部改正） (略)</p> <p>【参考】津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項(消防庁) (略)</p> <p>参考)「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（H24.3 消防庁） http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/houkokusyo.pdf</p>	<p>災対法の改正</p> <p>国ガイドラインの改正</p> <p>表の削除</p> <p>URLの更新</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
61 64	<p>3.7.3 情報伝達手段の整備 (略)</p> <p>3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項 (略)</p> <p>イ 例えば、聴覚障害者には文字情報や津波フラッグで、外国人には外国語もしくはやさしい日本語で情報伝達を行うといった方法で、受け手の属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要です。</p> <p>ウ 地域における総合的な情報提供システムを構築するにあたっては、テレビ・ラジオやワンセグ等、地方公共団体以外の主体による住民への情報伝達と、地方公共団体による情報伝達とを組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、民間事業者やメディアと連携することが重要です。 (略)</p>	<p>3.7.3 情報伝達手段の整備 (略)</p> <p>3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項 (略)</p> <p>イ 例えば、聴覚障害者には文字情報_____で、外国人には外国語もしくはやさしい日本語で情報伝達を行うといった方法で、受け手の属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要です。</p> <p>ウ 地域における総合的な情報提供システムを構築するに当たっては、テレビ・ラジオやワンセグ等、地方公共団体以外の主体による住民への情報伝達と、地方公共団体による情報伝達とを組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、民間事業者やメディアと連携することが重要です。 (略)</p>	<p>予報警報標識規則の改正</p> <p>記述の適正化</p>
66	<p>3.8 <u>避難指示</u>の発令</p> <p>■どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、次の場合には、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的に発令しない。</p> <p>①法令の規定により津波警報等の通知(気象業務法第15条第2項)を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合</p> <p>②強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ住民等の避難が必要と認める場合(平成11年7月12日付け消防震第28号消防庁長官通知)</p> <p>③災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合(気象業務法施行令第10条)</p> <p>■避難指示を発令する基準、発令時期、発令手順及び伝達系統・方法を定める。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 発令基準</p> <p>① 市町長は、災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して<u>避難指示</u>、<u>高齢者等避難</u>を発令する権限を有しています。</p> <p>しかしながら、津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、「必</p>	<p>3.8 <u>避難指示(緊急)</u>の発令</p> <p>■どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、次の場合には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示(緊急)のみを発令する。</p> <p>①法令の規定により津波警報等の通知(気象業務法第15条第2項)を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合</p> <p>②強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ住民等の避難が必要と認める場合(平成11年7月12日付け消防震第28号消防庁長官通知)</p> <p>③災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合(気象業務法施行令第10条)</p> <p>■避難指示(緊急)を発令する基準、発令時期、発令手順及び伝達系統・方法を定める。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 発令基準</p> <p>① 市町長は、災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して<u>避難指示(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する権限を有しています。</p> <p>しかしながら、津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、「必</p>	<p>災対法の改正</p> <p>国ガイドラインの改正</p> <p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
	<p>要と認める地域」に避難指示のみを発令することとします。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する必要があります。</p> <p>過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあつては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが大切です。</p> <p>④ 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとします。</p> <p>浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとします。</p> <p>市町は、津波警報等が解除されるまでの間、津波情報に注視するとともに、国・都道府県等による津波観測機器、監視カメラに基づく情報、及び安全な高台等からの目視による津波の実況把握を行い、居住者等へ情報提供を行う体制を整えておく必要があります。</p>	<p>要と認める地域」に避難指示（緊急）のみを発令することとします。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示（緊急）を発令する必要があります。</p> <p>過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあつては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示（緊急）を発令する際の発令基準を定めておくことが大切です。</p> <p>④ 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとします。</p> <p>浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとします。</p> <p>市町は、津波警報等が解除されるまでの間、津波情報に注視するとともに、国・都道府県等による津波観測機器、監視カメラに基づく情報、及び安全な高台等からの目視による津波の実況把握を行い、居住者等へ情報提供を行う体制を整えておく必要があります。</p>	<p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p>
67	<p>2) 発令時期及び発令手順</p> <p>津波警報等を認知又は受信した場合は、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示を発令する必要があります。</p> <p>「津波注意報から津波警報・大津波警報への切り替え」又は「津波警報から大津波警報への切り替え」の発表がなされた場合には、避難指示の発令対象となっている範囲（必要と認める地域）を拡大し、居住者等に知らせる必要があります。</p> <p>近地津波の場合、避難指示の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結します。</p> <p>各市町においては、特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の発令の手続きや時期を再検討し、津波警報等発表後速やかに避難指示を発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p>避難指示の解除は、津波警報等の解除に基づき行うことを原則とします。</p> <p>ただし、津波警報等の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津</p>	<p>2) 発令時期及び発令手順</p> <p>津波警報等を認知又は受信した場合は、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示（緊急）を発令する必要があります。</p> <p>「津波注意報から津波警報・大津波警報への切り替え」または「津波警報から大津波警報への切り替え」の発表がなされた場合には、避難指示（緊急）の発令対象となっている範囲（必要と認める地域）を拡大し、居住者等に知らせる必要があります。</p> <p>近地津波の場合、避難指示（緊急）の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結します。</p> <p>各市町においては、特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示（緊急）の発令の手続きや時期を再検討し、津波警報等発表後速やかに避難指示（緊急）を発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p>避難指示（緊急）の解除は、津波警報等の解除に基づき行うことを原則とします。</p> <p>ただし、津波警報等の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津</p>	<p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
	<p>波警報から津波注意報への切り替え)に基づき、避難指示の発令対象となっている範囲(地域)を縮小する場合は、避難者とその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、津波避難計画に定めた避難対象地域の範囲等について、十分周知徹底を図っておくことが非常に重要です。</p> <p>3) 伝達系統、伝達方法 伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)については、「3.7 津波情報等の収集・伝達」により行う必要があります。 また、津波警報等発表時の避難指示の発令内容としては、「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p> <p>4) 遠地地震の場合の避難情報等 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討するものとします。</p>	<p>波警報から津波注意報への切り替え)に基づき、避難指示(緊急)の発令対象となっている範囲(地域)を縮小する場合は、避難者とその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、津波避難計画に定めた避難対象地域の範囲等について、十分周知徹底を図っておくことが非常に重要です。</p> <p>3) 伝達系統、伝達方法 伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)及び伝達方法(伝達手段、伝達要領等)については、「3.7 津波情報等の収集・伝達」により行う必要があります。 また、津波警報等発表時の避難指示(緊急)の発令内容としては、「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示(緊急)の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p> <p>4) 遠地地震の場合の避難勧告等 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとします。</p>	<p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p> <p>災対法の改正</p> <p>国ガイドラインの改正</p>
68 69 70	<p>3.9 平常時の津波防災教育・啓発 (略) 【解説】 (略) 2) 津波防災教育・啓発の内容 (略) ④津波避難計画・・・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の伝達、避難指示の発令、緊急避難場所、避難路等 (略) 【参考】ホームページ・映像 (略) ■ハザードマップポータルサイト(国土交通省) https://disapotal.gsi.go.jp/ (略)</p>	<p>3.9 平常時の津波防災教育・啓発 (略) 【解説】 (略) 2) 津波防災教育・啓発の内容 (略) ④津波避難計画・・・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の伝達、避難指示(緊急)の発令、緊急避難場所、避難路等 (略) 【参考】ホームページ・映像 (略) ■ハザードマップポータルサイト(国土交通省) http://disapotal.gsi.go.jp/ (略)</p>	<p>災対法の改正</p> <p>URLの更新</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
	<p>参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	<p>参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p02.pdf</p>	URLの更新
71	3.10 避難訓練 (略)	3.10 避難訓練 (略)	記述の適正化
72	<p><考えられる訓練内容></p> <p>2 津波避難訓練</p> <p>避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておきます。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限りません。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要があります。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要です。<u>(改行)</u></p> <p>なお、実際の指定緊急避難場所への訓練が望ましいですが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の指定緊急避難場所の周知を十分に行う必要があります。また、海岸近くにある避難場所は津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>4 津波監視訓練</p> <p>監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施します。<u>(改行)</u></p> <p>なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分に考慮する必要があります。</p>	<p><考えられる訓練内容></p> <p>2 津波避難訓練</p> <p>避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておきます。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限りません。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要があります。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要です。なお、実際の指定緊急避難場所への訓練が望ましいですが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の指定緊急避難場所の周知を十分に行う必要があります。また、海岸近くにある避難場所は津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>4 津波監視訓練</p> <p>監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施します。なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分に考慮する必要があります。</p>	
73	3.11.1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策 (略) 1) 情報伝達 (略) ③屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、 <u>津波フラッグ</u> 、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成します。 (略)	3.11.1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策 (略) 1) 情報伝達 (略) ③屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、 <u>旗</u> 、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成します。 (略)	予報警報標識規則の改正

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後(新)	改定前(旧)	備考
	<p>(略)</p> <p>図 23 地域ごとの津波避難計画の策定手順 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	<p>(略)</p> <p>図 23 地域ごとの津波避難計画の策定手順 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf</p>	URLの更新
84	<p>4.3 ワークショップにおける検討事項 (略) 図24 ワークショップの流れ 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	<p>4.3 ワークショップにおける検討事項 (略) 図24 ワークショップの流れ 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf</p>	URLの更新
85	<p>4.3.2 災害について知る (略) 1) 災害の全体像 (略) 図 25 地震発生により人命に関わる主な被害 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	<p>4.3.2 災害について知る (略) 1) 災害の全体像 (略) 図 25 地震発生により人命に関わる主な被害 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf</p>	ERLの更新
86	<p>(略) 津波避難の場合、真っ先に考えることは、自らの命を守るための緊急的な避難です。海岸付近で強い揺れ等を感じた時、津波警報等が発表された時、<u>避難指示</u>が発令された時などには、時間と余力のある限り、津波の危険が及ばないより安全な避難先を目指して避難することが重要です。 (略)</p>	<p>(略) 津波避難の場合、真っ先に考えることは、自らの命を守るための緊急的な避難です。海岸付近で強い揺れ等を感じた時、津波警報等が発表された時、<u>避難指示(緊急)</u>が発令された時などには、時間と余力のある限り、津波の危険が及ばないより安全な避難先を目指して避難することが重要です。 (略)</p>	

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後(新)	改定前(旧)	備考
89	4.3.3 自分の住んでいる地域の危険性を知る (略)	4.3.3 自分の住んでいる地域の危険性を知る (略)	URLの更新
90	【津波避難計画地区の作り方】 (略) 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf	【津波避難計画地区の作り方】 (略) 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf	
91	(略) タウンウォッチングの実施について (略) 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf	(略) タウンウォッチングの実施について (略) 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf	URLの更新
92	4.3.4 避難行動を考える (略) 1) 情報伝達体制の検討 津波警報等の内容やその意味、避難指示等といった情報の伝達方法等について分かりやすく説明します (3.7 参照)。 特に、住民への情報伝達手段については、具体的に現状の伝達方法 (TV, ラジオ, 緊急速報メール, 同報無線, 戸別受信機, 津波フラッグ, 電光掲示板等) を説明し、できれば他の地域で行われている伝達手段について説明し、どのような伝達手段がそれぞれの地域に適しているか考えます。 (略)	4.3.4 避難行動を考える (略) 1) 情報伝達体制の検討 津波警報等の内容やその意味、避難指示・勧告といった情報の伝達方法等について分かりやすく説明します (3.7 参照)。 特に、住民への情報伝達手段については、具体的に現状の伝達方法 (TV, ラジオ, 緊急速報メール, 同報無線, 戸別受信機, _____ 電光掲示板等) を説明し、できれば他の地域で行われている伝達手段について説明し、どのような伝達手段がそれぞれの地域に適しているか考えます。 (略)	災対法の改正 予報警報標識規則の改正
93	【参考】非常持出品リスト (略) 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf	【参考】非常持出品リスト (略) 参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (H25.3 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf	URLの更新

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考																														
95	<p>4.4 ワークショップ終了後の留意事項 (略)</p> <p>※ワークショップの実施例については、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3 消防庁）を参照。 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	<p>4.4 ワークショップ終了後の留意事項 (略)</p> <p>※ワークショップの実施例については、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3 消防庁）を参照。 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf</p>	URLの更新																														
96	<p>5.1 評価チェックリストの例 津波避難計画の自己評価（評価チェック）を行う際は、以下を参考のこと。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 避難指示等の発令</td> <td></td> <td>チェック</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化</td> <td>同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティFM。緊急速報メール等 <u>避難指示等</u>を行った地域をホームページ等で公表しているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3 消防庁） https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</p>	(略)			9 避難指示等の発令		チェック	(略)			④ 住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティFM。緊急速報メール等 <u>避難指示等</u> を行った地域をホームページ等で公表しているか		(略)			<p>5.1 評価チェックリストの例 津波避難計画の自己評価（評価チェック）を行う際は、以下を参考のこと。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 避難指示、避難勧告の発令</td> <td></td> <td>チェック</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化</td> <td>同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティFM。緊急速報メール等 <u>避難勧告や避難指示</u>を行った地域をホームページ等で公表しているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>参考) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3 消防庁） http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/houkokusho/p03.pdf</p>	(略)			9 避難指示、避難勧告の発令		チェック	(略)			④ 住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティFM。緊急速報メール等 <u>避難勧告や避難指示</u> を行った地域をホームページ等で公表しているか		(略)			<p>災害法の改正</p> <p>災害法の改正</p> <p>URLの更新</p>
(略)																																	
9 避難指示等の発令		チェック																															
(略)																																	
④ 住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティFM。緊急速報メール等 <u>避難指示等</u> を行った地域をホームページ等で公表しているか																																
(略)																																	
(略)																																	
9 避難指示、避難勧告の発令		チェック																															
(略)																																	
④ 住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティFM。緊急速報メール等 <u>避難勧告や避難指示</u> を行った地域をホームページ等で公表しているか																																
(略)																																	
100	<p>参考資料一覧 (略)</p> <p>・<u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>・<u>避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当））</u></p>	<p>参考資料一覧 (略)</p> <p>・<u>避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）②（発令基準・防災体制編）（平成29年1月 内閣府（防災担当））</u></p> <p>(略)</p> <p>・<u>(新設)</u></p>																															

「宮城県津波対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
101	<p>宮城県津波対策連絡協議会の体制</p> <p>宮城県津波対策連絡協議会設置要綱</p> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6 協議会及び部会の庶務は、<u>復興・危機管理部防災推進課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。</u></p>	<p>宮城県津波対策連絡協議会の体制</p> <p>宮城県津波対策連絡協議会設置要綱</p> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6 協議会及び部会の庶務は、<u>総務部危機対策課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	組織改編による
102	<p>宮城県津波対策連絡協議会設置要綱 別表1，別表2</p> <p>別表1 宮城県津波対策連絡協議会組織</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 <u>防災推進課長</u> ・ 構成員 <u>農業政策室長</u> ・ 構成員 <u>水産林業政策室長</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 沿岸消防本部(局)防災担当課長 (<u>6</u>消防本部(局)) <p>(略)</p> <p>別表2 宮城県津波対策連絡協議会検討部会</p> <p>部会長 <u>防災推進課総括課長補佐</u></p> <p>副部会長 <u>防災推進課防災推進班長</u></p> <p>(略)</p> <p>部員 <u>防災推進課</u> } 部員 <u>農業政策室</u> } の長が指名する者 部員 <u>水産林業政策室</u> }</p> <p>(略)</p> <p>部員 沿岸消防本部(局)防災担当 (4) [仙台, <u>あぶくま</u>, 石巻, 気仙沼・本吉]</p> <p>(略)</p>	<p>宮城県津波対策連絡協議会設置要綱 別表1，別表2</p> <p>別表1 宮城県津波対策連絡協議会組織</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 <u>危機対策課長</u> ・ 構成員 <u>農林水産総務課長</u> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 沿岸消防本部(局)防災担当課長 (<u>7</u>消防本部(局)) <p>(略)</p> <p>別表2 宮城県津波対策連絡協議会検討部会</p> <p>部会長 <u>危機対策課総括担当課長補佐</u></p> <p>副部会長 <u>危機対策課防災推進班長</u></p> <p>(略)</p> <p>部員 <u>危機対策課</u> } 部員 <u>農林水産総務課</u> } の長が指名する者 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>部員 沿岸消防本部(局)防災担当 (4) [仙台, <u>岩沼</u>, 石巻, 気仙沼・本吉]</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>消防本部の合併による</p> <p>組織改編による</p> <p>消防本部の合併による</p>